

「インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定の手引き(概要)

1. 目的

本手引きは、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画(行動計画)」の策定にあたり、国家機関の建築物及びその附属施設(官庁施設)の管理者として共通して記載する施策や基本的な取組を取りまとめ、平成26年7月18日「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において申し合わせ事項としたもの。

2. 手引きの概要

- (1) 対象施設 全ての官庁施設。ただし、借受施設を除く。
- (2) 計画期間 2020年度(平成32年度)までを目安とする。
- (3) 必要施策に係る取組の方向性
 - ・ 下表に示す8施策について、共通して実施する取組を記載。
 - ・ 取組は、国交省の行動計画(官庁施設分野)をベースにしており、4施策については、同一指標を設定(※)。
 - ・ 施設の特異性等の特別な事情がある場合には、本手引きによらずに行動計画を策定することができるが、次の内容は最大限尊重。

1. 点検・診断／修繕・更新 (※)良好な施設の割合(H29年度:80%)	5. 新技術の開発・導入
2. 基準類の整備	6. 予算管理
3. 情報基盤の整備と活用 (※)官庁施設情報管理システムへの情報の登録 (計画策定年度:100%)	7. 体制の構築 (※)施設保全責任者の設置(計画策定年度:100%)
4. 個別施設計画の策定・推進 (※)計画の策定率(H28年度:100%)	8. 法令等の整備

- (4) フォロアアップ計画 フォロアアップの詳細は、別途、官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議において定める。

政府全体
の方針

インフラ長寿命化基本計画 (H25.11.29 関係省庁連絡会議決定)

各省各庁の
行動計画
(H28までに
策定)

国土交通省 行動計画 (H26.5.21策定)

(対象:14分野のインフラ)

道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、
空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、住宅、

官庁施設、 観測施設

各省各庁 行動計画

・(官庁施設以外の分野のインフラ)

・官庁施設

官庁施設の
管理者として
基本的な
取組を共有

反映

反映

●官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定の手引き
(H26.7.18 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ)

官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議

(H26.1.31設置、構成員:中央官庁営繕担当課長連絡調整会議担当者)

取組に係る進捗状況について情報提供

行動計画に
基づく取組
の実施

国土交通省

(官庁営繕部・
各地方整備局等の
営繕部等)

保全指導・支援の充実

保全実態調査等による
状況把握

関連施策の実施

各省各庁

(本省・地方局)



個別施設計画
の作成